会 議 録

1 開催した会議の名称 第43回 佐賀県男女共同参画推進審議会

2 開催日時 令和5年8月31日(木曜日)10時00分~12時00分

3 開催場所 佐賀県立男女共同参画センター (アバンセ) (佐賀市天神3丁目2-11)

4 出席者 辻村委員、真子委員、寺野委員、石橋委員、蒲原委員、井手委員、川原委員、

久米委員、副島委員、福島委員、吉田委員、鈴木委員、内田委員、江口委員、

吉丸委員、馬場委員

事務局:種村局長、男女参画・女性の活躍推進課 横田課長、碇参事、

こども家庭課 野中課長、

その他:(アバンセより)田口館長、西川部長

5 議題

- (1) 令和5年度男女参画・女性の活躍推進課関係事業について(報告)
- (2) 佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画(第5次計画)策定について(報告)
- (3) 佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画(仮称)策定について(報告)
- (4) その他

6 会議概要

- (1) 開会
- (2) 種村局長あいさつ
- (3)委員自己紹介
- (4) 会長選任 会長 内田 信子 氏
- (5) 会長あいさつ
- (6) 事務局からの説明

【議題1】令和5年度男女参画・女性の活躍推進課関係事業について

- (7) 質疑·応答
 - (委員) 補助金の返還も始まりコロナの最中よりも経済的に厳しい状況の方もいるという ことを実感しているため、説明にあった女性の支援の輪づくり事業の「女性のため のほっとカフェ」のような取組の充実は非常にありがたい。
- (8) 事務局からの説明

【議題2】佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第5次計画)策定について

(9) 質疑·応答

(委員) 広報について、職務上、俗にいうキャバクラやガールズバー等の業界に関わるこ

とが多く、DV の被害にあっている方も多いと認識しているが、そういう方たちには、情報が届いていない。エスプラッツは繁華街の中心でもあるため、パンフレットを置くなど広報に活用することで、そこから横に伝わることが期待できるのではないか

- (委員) どこに相談しやすいかは人によってそれぞれであるため、重篤なケースが出てきた場合の連携ルールをつくりながら、民間 (NPO)、行政いろいろ相談のチャンネルを増やしていければいい。
- (委員) 若年女性(中高生)は、望まない妊娠、出産のリスクが高く生活困窮にもつながりやすいがアプローチができていないのではないか。今回の新しい計画に、大学や専門学校は入っているが、小中高校性にも教育委員会と連携し、DV教育、加えて性教育、そして男女共同参画教育を実施してほしい。

また、テレビの調査で、男性が洋式トイレで用を足す際、50代以上は立ってするが、若年層は座って用を足し掃除もするというものがあった。男性の意識改革についてもこの1点だけでも調査してほしい、自分でも調査しようかと思った。

また、放課後児童クラブの研修会で DV チェックリストを実施したところ、全てあてはまるという方もいた。自分が DV 被害者だという自覚がない。親や親せきもそうだったということで気づかないという方がいる。「男女共同参画」というと遠く感じるが、「あなたのうちはどう?」とか「あなたのパートナーはどう?」という感じの身近な啓発活動を若年層から行っていく必要があると感じる。

- (委員) 被害の現状で、相談件数は減っているが、警察の認知件数は増えている。この現 状をどのように捉えたらいいのか考えていたが、先ほど言われたように、自覚なく 相談していない人が圧倒的にまだいらっしゃるということと、相談窓口の情報が必 要な人に届いていないのではないかと感じた。
- (委員) 国の調査によると、親や友達、最近は SNS で DV の相談をしている方が多い。 集団の中の一人が知ることで、周りの友達にも広がる。まずは知ること、そして気づくこと、自分事にすること、そこでやっと行動につながるため、このような計画では、知ること、気づくことを仕掛けていくことが必要。エスプラッツでの広報は非常にいい。審議会委員の皆さんの一人ひとりの生活の中での気づきをこの場にあげていくことが大事だと考える。
- (委員) 他県のメンタルヘルスのサポートを行っている NPO の取組で、オンラインゲームの中に相談室をつくり、オンラインのアカウントで専門家と話せるという取組をされていたり、オンラインゲームで出会った二人の結婚式で、参加者が全員オンラインゲームの名前で出席したということもあっている。そのような時代の中で、SNS 相談は全国の取組みを県内にも普及させるということだが、どれくらい効果があるかだ。SNS 相談を若者たちがどれくらい使っているかというデータを佐賀県で把握できているかは分からないが、相談の利用状況をこの計画の中に取り込んで、若者たちの相談を全国のどこかの専門機関に任せるのではなく、佐賀県としては、オンライン上で何かできないかとか、若者たちが求めて相談しやすい仕組みを佐賀県で何か作れないかという議論は常にしてきいたいと考える。
- (委員) 情報の伝達について、子どもたちの情報源は無記名の SNS が多い。特に被害関係のものは実名をあげづらい。オープンチャットの話もあったが、被害者である言

葉を発した人に直接被害が来ないようなものがいい。チラシやホームページにこだわらず、子どもたちがより目にふれるところに情報発信を。情報がいくようなツールというものは、作るのではなくそこに情報を載せればいいと思うので検討していただきたい。

- (委員) 中高生にチラシを配布すれば親御さんが見る。それは、30代40代の女性であることが多いため、DV被害を受けやすい層と重なる。DVのチラシ等を中高生に配布することで、保護者の目にふれるようにすれば、より広範囲に届くのではないか。また、相談が少なく、警察の取扱い件数は増えていることについて、匿名性を求めているのではいか。自分がどのような状況に置かれているかを理解する個人の自分育ても重要だが、匿名性が重要だとすれば、SNSを利用している30代40代の女性も多いため、これからの長期計画ではそこも念頭に置いてほしい。
- (事務局) 第5次計画では「加害者にも被害者にもなりうる大学生にDVを自分ごととして考えてもらう」「理美容等の専門学校の生徒に拡大した予防教育」について新たに取り組むこととして提案しているが、現在、既に高校、中学校、小学校低学年まで、DV予防教育は実施しており、件数の上限はあるものの、できる限り希望する学校に実施している。

中学生、高校生に広報するということは確かに重要だと思っているため、今回の計画の中でも盛り込めることがあると思うため、そこは検討していきたい。

また、SNSの活用については、国レベルでSNSの相談ツールを作り対応しているが、佐賀県内の若年層がSNSを使ってどのぐらい相談してるかをリサーチのうえ、盛り込めることがあれば検討していきたい。

(会 長) 既に取り組まれていることもあるようだが、現場から新しい提案もあっており、 広報の場所の提案等もあった。委員の力も借りながら、限られた予算のなかで、ど うすれば効果的に必要とする方のもとに情報が届くかということを今一度検討い ただきたい。

(10) 事務局からの説明

【議題3】佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画(仮称)策定について

(11) 質疑・応答

- (委員) 困難女性の中に、大人の発達障害は入るのか
- (事務局) 困難女性支援法のなかでは、そのような方たちへの支援も検討していくこととな ると考える。
- (委 員) 現場に問い合わせなどもあると思うため、Q&A等具体的なものを提示いただきたい。
- (会 長) 小学生の親世代が子どもの時は、発達障害という言葉がまだなく、今は小学校に 上がる際、特別支援なのかの面接があるが、そのような制度もなかった。障害者、 障害者福祉ということのなかに括れない方たちが増えていると体感している。
- (委員) 発達障害の数は以前と変わらないと思うが、社会が不寛容になったなかで、コロナ禍での分断もあり、孤立がこの3年で進んだように思う。放課後児童クラブの中でも障害のある子どもの課題はあがってきているが、それに関わる大人の問題もある。もっと専門的な知識をもち、どうやって社会が受け止めていくかが問われているのではないか。

- (会 長) 窓口で相談された人が対応に困らないように、実際に現場に触れる皆さんへの知識の拡散が求められると思う。
- (委員) 女性相談のなかでは、DV や引きこもりのお子さんの悩みを抱える方等からの相談もある。困難な問題を抱える女性はどこまでを指しているのか。
- (事務局) 法律上、はっきりこういう問題を抱えた人という定義づけはないが、幅広く困っている人達を助けるということがこの法律あるいは計画の趣旨と考えており、皆さんに分かりやすい事例などもお示ししていきたい。
- (会 長) かなり広範囲になるということを改めて思った。広がれば広がるほど現場は混乱 する。具体的な実例をあげながら現場の方たちが困らないよう、業務に携わってお られる方に説明を丁寧にしていただきたい。
- (委員) この法律の目的、第1条「女性が日常生活はまたは社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み」ということで、現在の社会では、女性の人権が侵害されることがたくさんあることを問題にこの法律ができている。今回資料で示されているものは若年女性が抱えてしまいがちな複雑な問題の例であり、1つの法律でこれが全部賄えるわけではなく相談機関で全て解決できるわけではない。今度の基本計画では、女性相談支援センターを中核としてコーディネイト機能をきちんと持っていきましょうという理解でいる。そこをずらさずやっていただきたい。
- (会長) 第1条の部分を紹介いただき、目指しているところがよく理解できた。
- (委員) 複合的な困難を抱えるというところで、情報を他機関に繋ぐ際や、報告をする際、 様式や言葉の定義が異なると、窓口、相談員の業務が非常に煩雑になる。様式を統 一させて担当者の手間を極力減らしていくようなことも検討いただきたい。
- (会 長) そこのコーディネイトを最初にしていただけると、後のものが混乱せずに済むと 思われる。新しいものができる、しかもかなり個人情報が含まれるものになるため、 大変なことだとは思うが、行政の方で、様式の整理を個人情報の管理のところまで 含めてやっていただきたい。
- (委員) 委員から目的を紹介いただき少し見えた感じがしたが、今日の段階では意見も出しづらいため、もう少し見える形になった時に、メールや郵送でもいいので、意見を言う機会を設けていただきたい。

また、DVは男性も被害を受ける。暴力が身体的なものだけでなく、言葉によるものもある。この場は割と女性の話が進んでいくが、男性側で困っている人が相談しにくいとか、気づきにくい面もあるかと思うのでその辺りもぜひフォローしていただきたい。

(会 長) 貴重な意見に感謝する。この法律では弱い立場にある方たちからということだと は思うが、男性からも理解が不十分だと指摘を受けないようなものにしていかなければならない。重要な案件でもあり、資料の分量も多いため、1 週間程度を目安に 期間をいただき、追加で意見があれば事務局の方に連絡するということにさせてほしい。ほかに質問がなければ、これで審議会を終了する。御協力に感謝する。

(12) 閉会

令和5年度男女参画・女性の活躍推進課関係事業について、幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識形成は、特に未就学期から一層強化した取り組みにしていく必要がある。まずは運営者等への研修強化や実態調査も行っていければと考える。また、DV 予防教育を増やし、こどもや若者が集まる場へのアウトリーチ的な予防啓発をこどもたちと一緒に考えていく仕組みをつくり、県内高校に啓発の部活動等が行われる後押しも計画の中にもりこめたらよい。女性に寄り添う支援の輪事業においても、高校生や中学生と一緒にこの事業を活用して働きかけができればと思う。